

「短期滞在」

外国人の方が、疾病等の理由により、短期滞在の期限を延長する場合

* 短期滞在」の更新申請については、原則として、人道上の真にやむをえない事情又はこれに相当する特別な事情がある場合に許可が認められるものです。

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) 取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 「短期滞在」への更新を必要とする理由書（書式自由）・・・・・・・・・・・・ 1 通
- 4 日本に入国してから現在までの活動を説明する資料（書式自由、具体的に記載願います。）・・・・・・ 1 通
- 5 診断書・・ 1 通
- 6 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記6については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書（登録している方のみ）の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し（登録している方のみ））の提出」をお願いいたします。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 この申請は、原則的には、申請人本人が入国管理局に出頭して行くことになります。